

## 職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																															
福島医療専門学校		平成12年12月4日	飯島 正治	〒 963-8026 (住所) 福島県郡山市並木3丁目2番地23 (電話) 024-933-0808																															
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																															
学校法人人平成医療学園		平成13年3月30日	岸野 雅方	〒 531-0072 (住所) 大阪府大阪市北区豊崎7-7-17 (電話) 06-6375-7773																															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
医療	医療専門課程	柔整科	平成19(2007)年度	-	平成28(2016)年度																														
学科の目的	本校は教育基本法および学校教育法に従い専修学校教育を行うと共に、「医は仁術である」という医療の原点に立ち、徳義の涵養と人間性尊厳の実践という理念を掲げて指導にあたっています。柔道整復師に必要な知識、技術を習得させる実践的な専門教育を行いつつ、医療に奉仕する心と豊かな人間性を養い、「ちえ・わざ・こころ」を兼ね備えた社会に貢献できる真の医療人の育成を目的としています。																																		
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	柔道整復師																																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																												
3年	昼	※単位時間、単位いずれかに記入 109 単位	単位時間 80 単位	単位時間 5 単位	単位時間 4 单位	単位時間 - 単位	単位時間 20 単位																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																															
180 人	144 人	0 人	0 %	2 %																															
就職等の状況	<p>■卒業者数(C) : 54 人      ■就職希望者数(D) : 47 人      ■就職者数(E) : 37 人      ■地元就職者数(F) : 11 人      ■就職率(E/D) : 79 %      ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 30 %      ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 69 %      ■進学者数 : 7 人      ■その他</p> <p>・進学者 7名 ※就職希望者数から除く      ・その他、未定 10名</p> <p>(令和6年度卒業者に関する令和7年10月1日時点の情報)      ■主な就職先、業界等      (令和6年度卒業生)      接骨院、整骨院、鍼灸接骨院、介護施設、整形外科</p>																																		
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価:      ※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体 : - 受審年月 : - 評価結果を掲載したホームページURL : -</p>																																		
当該学科のホームページURL	<a href="https://www.f-iryo.ac.jp/jusei">https://www.f-iryo.ac.jp/jusei</a>																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A : 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>- 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>- 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>- 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>- 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>- 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>- 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>- 単位時間</td></tr> </table> <p>(B : 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>5 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>3 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>2 単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>5 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>3 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>2 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>0 単位</td></tr> </table>							総授業時数	- 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	- 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	- 単位時間	うち必修授業時数	- 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	- 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	- 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	- 単位時間	総単位数	5 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	3 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	2 単位	うち必修単位数	5 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	3 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	2 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位
総授業時数	- 単位時間																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	- 単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	- 単位時間																																		
うち必修授業時数	- 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	- 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	- 単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	- 単位時間																																		
総単位数	5 単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	3 単位																																		
うち企業等と連携した演習の単位数	2 単位																																		
うち必修単位数	5 単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	3 単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	2 単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>5 人</td></tr> <tr><td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>5 人</td></tr> <tr><td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>2 人</td></tr> <tr><td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>12 人</td></tr> <tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td></td><td>9 人</td></tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	2 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		12 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		9 人							
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人																																	
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5 人																																	
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																	
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	2 人																																	
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																	
計		12 人																																	
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		9 人																																	

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

国家試験や国家試験対策の授業のみにとらわれることなく、臨床の現場で必要な知識や技術などの習得はもちろんのこと、患者に対するコミュニケーション、EBM(科学的根拠に基づいた医療)などの能力を高めると共に社会貢献、地域貢献をひとつの方向性と考え、企業等と連携を図ることを基本方針とする。

柔道整復師、はり師、きゅう師の施術を行っている臨床家たちが、自らの後継者を自らの手で育てようという理念に基づき、教員要件を有する臨床家により医療現場で求められている実践的な知識・技能を、関係団体専門職員により施術院経営の実務に関する知識や技能を教授するなど、既に外部の医療資格者や関係団体と密に連携し、その要望を取り入れた教育を実践している。今回の教育課程編成委員会の設置により、我々業界の強みである「患者との対話に基づいた医療」(NBM)に焦点をあてた教育の実践、現代医療で重視されている「科学的根拠に基づいた医療」(EBM)の業界における取組に必要とされる教育の実践、業界に対して現代社会で求められている、あるいは今後ニーズが高まるであろう領域で必要とされる教育の実践を充実させ、これから医療業界が目指す統合医療の成長に貢献できる人材の育成を目指す。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、福島医療専門学校の学内責任者と業界団体や企業等の役職員から成る企業等委員で構成され、双方が自身の立場に則した建設的な意見を述べ、より良い教育課程の編成を行うために相互補完し協力するものと位置付けている。

教育課程編成委員会は原則9月と2月にそれぞれ以下の手順・内容で行うことを基本とする。

【9月】前期の授業内容をふまえた次年度に向けた教育内容の問題点と改善点の抽出

学内責任者より各科の教育課程、教育内容の報告を行い、前もって集約していた柔整科・鍼灸科・歯科衛生士科それぞれの意見と展望を委員会で公表する。企業等委員の見解を求めながら、現行教育課程における問題点や改善点について発展的な意見交換をし、教育内容の改善・修正・変更について検証すると共に、必要に応じて新教育課程の原案を策定し、教務会(科長会議)へと投げかける。

委員会で策定した原案を基にして、さらに教務会(科長会議)で協議をし、次年度の教育課程を決定する。

【2月】次年度教育課程の報告と教育計画における重点目標の協議

柔整・鍼灸・歯科衛生の専門分野に関する最新情報や業界団体の動向、今後の展望について企業等委員の情報提供を基にして把握すると共に、それらの専門的知識や注意点を次年度の専門教育へ活かすことができるよう次年度教育計画における重点目標を協議する。

委員会で策定した重点目標は教務会(科長会議)で報告し、校長の下で教務運営に活用する。委員会での協議の後、学内で教育課程への変更が決定した場合、翌年9月末までに県へ教育課程の変更承認申請を行う。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
玉川 春美	公益社団法人日本歯科衛生士会 地域保健委員	令和7年10月1日～令和8年9月30日(1年更新)	①
熊田 勝	くまだ接骨院 院長	令和7年6月1日～令和8年5月31日(1年更新)	③
中沢 良平	一般社団法人 福島県鍼灸師会 監事 一寸法師ハリ治療院 院長	令和7年6月1日～令和8年5月31日(1年更新)	③
松岡 伸幸	つつみ鍼灸整骨院 院長 福島鍼灸マッサージ協同組合 監事	令和7年6月1日～令和8年5月31日(1年更新)	③
柳沼 きそ子	鈴木歯科医院 勤務	令和7年6月1日～令和8年5月31日(1年更新)	③
渡邊 亮輔	全国柔整鍼灸協同組合 東北事務所 主任	令和7年10月1日～令和8年9月30日(1年更新)	①
小黒 幸子	福島県歯科衛生士連盟 理事	令和7年10月1日～令和8年9月30日(1年更新)	③
飯島 正治	校長	-	-
齊藤 慎吾	教務部長	-	-
鈴木 英明	教務副部長	-	-
柴田 佐智子	教務副部長	-	-
後藤 陽正	柔整科学科長	-	-
千木良 美歩	鍼灸科学科長	-	-
今泉 正子	歯科衛生士科学科長	-	-
鬼越 勇人	事務長	-	-
小池 一幸	事務次長	-	-

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「一」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、2月)

(開催日時(実績))

第16回 令和6年9月8日(日) 10時00分～11時56分

第17回 令和7年2月16日(日) 13時00分～14時58分

第21回 令和7年9月21日(日) 10時00分～12時10分

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

カリキュラムを毎回、教育課程編成委員会に提示し委員会にて教育内容の報告と内容確認および意見の集約を図っている。なお、教育課程編成委員会の意見は他分野出身委員の意見を参考とし学内で協議し、担当教員が教授する授業内容へ反映させ、カリキュラム再編時の新科目作成の立案に役立てている。柔整科全体で情報共有が必要な項目については、学科長を中心に所属する科内会議で共有され、学校が定める重点教育目標の達成に活用されている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

これからのお業界の目指す統合医療の成長に貢献できる人材の育成を目指し、①我々業界の強みである「患者との対話に基づいた医療」(NBM)に焦点をあてた教育の実践、②現代医療で重視されている「科学的根拠に基づいた医療」(EBM)の業界における取組に必要とされる教育の実践、③業界に対して現代社会で求められている、あるいは今後ニーズが高まるであろう領域で必要とされる教育の実践、に取り組むと共に、さらに以下の3点を基本方針として掲げ、指導にあたることとする。

①経験豊富な開業している現役の臨床家による実習・演習等の指導。

②患者と対峙する臨床現場を経験できる実習施設での指導。

③業界が新たに求められている領域を経験できる実習先での指導。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習前および試験前に学科長・担任と企業の実習担当教員が打合せを行い、内容の確認や学生の学修成果の評価方法・評価指標について定める。実習期間中は生徒の実習実施状況や能力習得状況を定期的に把握できるように相互に情報交換を行う。実習・試験終了時には、生徒の学修成果と評価を踏まえ、実習担当教員により成績評価を行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
基礎柔整実技Ⅰ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	固定の目的を理解し、基本包帯法の修得を目的とする。また、応急処置や臨床に用いる包帯法を習得する。	(株)レジオンメディカル
基礎柔整実技Ⅱ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	基本包帯法を習得したうえで、固定材料を使用し、より実践的な固定法の習得を目標とする。骨折や脱臼などの固定法、ギブス、キャストなどによる固定法も習得する。	(株)レジオンメディカル
基礎柔整実技Ⅲ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	臨床における上肢の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法、固定法について、高レベルの各外傷例を挙げ、柔道整復技術に触れその技術を学ぶ。	有限会社KPEC 名倉堂刈屋接骨院
統合教育科目Ⅴ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	臨床における外傷の保存療法について、高レベルの各外傷例を挙げ、整復法、固定法など柔道整復技術に触れその技術を学ぶ。	有限会社KPEC 名倉堂刈屋接骨院

### 3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

#### (1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

「福島医療専門学校教職員の研修等に関する規定」の第2条に則り、下記の方針に基づき、教員に対する研修を実施し、実践的かつ専門的な技術・技能の向上に努めている。

- ① 選考分野における理解を深めるために、関連団体の教員研修会や関連学会へ積極的に参加する。
- ② 業界に対して現代社会が求められている、あるいは今後ニーズが高まるであろう領域について理解を深める。
- ③ 外来講師等の経験豊富な現役の臨床家からの知識や技術を修得する機会をもつ。

#### (2) 研修等の実績

##### ① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	筋・骨格画像研究会 運動器超音波 症例検討会	連携企業等:	全国柔整鍼灸協同組合
期間:	2025年3月24日	対象:	専任教員
内容	運動器超音波画像の症例に関する検討会		
研修名:	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 教員研修会	連携企業等:	公益社団法人 全国柔道整復学校協会
期間:	2024年9月21日～22日	対象:	専任教員
内容	柔道整復の新時代へ		
研修名:	公認柔道指導者安全指導講習会	連携企業等:	福島県柔道連盟
期間:	2024年9月7日～8日	対象:	専任教員
内容	柔道実技に関わる指導者への指導方法、安全確保		
研修名:	GT/FaST	連携企業等:	日本ファシア療法協会
期間:	2024年6月22日	対象:	専任教員
内容	グラストンを用いた筋膜リリースメソッド		
研修名:	中退防止に向けた『入学前』からの学力向上	連携企業等:	(株)進研アド
期間:	2024年7月2日	対象:	専任教員
内容	中退防止に向けた学力向上への取り組み		
研修名:	モチベーションアップのための土台づくり	連携企業等:	実戦行動学研究所
期間:	2024年10月17日	対象:	専任教員
内容	エンカウンターグループのヒント		

##### ② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 教員研修会	連携企業等:	公益社団法人 全国柔道整復学校協会
期間:	2024年9月21日～22日	対象:	専任教員
内容	柔道整復の新時代へ		
研修名:	筋・骨格画像研究会 運動器超音波 症例検討会	連携企業等:	全国柔整鍼灸協同組合
期間:	2025年3月24日	対象:	専任教員
内容	運動器超音波画像の症例に関する検討会		
研修名:	公認柔道指導者安全指導講習会	連携企業等:	福島県柔道連盟
期間:	2024年9月7日～8日	対象:	専任教員
内容	柔道実技に関わる指導者への指導方法、安全確保		

#### (3) 研修等の計画

##### ① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	筋・骨格画像研究会 運動器超音波 症例検討会	連携企業等:	全国柔整鍼灸協同組合
期間:	2026年3月26日	対象:	専任教員
内容	運動器超音波画像の症例に関する検討会		
研修名:	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 教員研修会	連携企業等:	全国柔整鍼灸協同組合
期間:	2025年9月27日～28日	対象:	専任教員
内容	柔道整復の新時代へ		
研修名:	公認柔道指導者安全指導講習会	連携企業等:	福島県柔道連盟
期間:	2025年9月6日	対象:	専任教員

内容	柔道実技に関する指導者への指導方法、安全確保		
(2)指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 教員研修会	連携企業等:	全国柔整鍼灸協同組合
期間:	2025年9月27日～28日	対象:	専任教員
内容	柔道整復の新時代へ		
研修名:	メンタルヘルスと発達障害	連携企業等:	実戦行動学研究所
期間:	2025年10月16日	対象:	専任教員
内容	こころの不調に気づくポイントと具体的な対応策		
研修名:	筋・骨格画像研究会 運動器超音波 症例検討会	連携企業等:	全国柔整鍼灸協同組合
期間:	2026年3月26日	対象:	専任教員
内容	運動器超音波画像の症例に関する検討会		
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係			
(1)学校関係者評価の基本方針			
学校関係者評価は、自らの教育活動の現状を把握し進むべき方向を確認するために、学校教職員だけでなく、外部の本校卒業生・業界関係者にも協力いただき、客観的な評価を得て自らの教育活動への理解を深める業務であると考える。学校関係者評価は、自己評価の客観性・透明性を高めるためのものであり、その結果は学校運営に反映されるべきものであると考える。			
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応			
ガイドラインの評価項目		学校が設定する評価項目	
(1)教育理念・目標		教育理念・目標	
(2)学校運営		学校運営	
(3)教育活動		教育活動	
(4)学修成果		学修成果	
(5)学生支援		学生支援	
(6)教育環境		教育環境	
(7)学生の受け入れ募集		学生の受け入れ募集	
(8)財務		財務	
(9)法令等の遵守		法令等の遵守	
(10)社会貢献・地域貢献		社会貢献・地域貢献	
(11)国際交流	-		
※(10)及び(11)については任意記載。			
(3)学校関係者評価結果の活用状況			
学校関係者評価は、学校の自己評価の客観性の透明化を高めることを目的とする基本ベースの下、外部の学校に関係する方々と学校が一緒に本校の客観的状況と今後の学校運営を考える大切な情報であると認識している。よって学校関係者評価の結果を内容に応じた部門会議で共有され、課題の抽出や対応策の検討に役立てている。具体的には委員の意見により、自己評価の項目に「ハラスマント対策」を確認する項目を新たに設けたことに加え、原級留置者や退学者の推移について意見をいただき、学生面談の実施方法や内容を検討しつつ、また授業に学生が興味を持てるような内容を盛り込み、職業観を持たせて退学者の抑制に繋げられるよう取り組むことを協議した。また新型コロナ感染症の影響を鑑みて、学校としての感染予防対策を今後の自己評価項目に盛り込んだ。			
(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿			
令和7年10月1日現在			
名前	所属	任期	種別
玉川 春美	公益社団法人 日本歯科衛生士会 地域保健委員	令和7年10月1日～令和8年9月30日(1年更新)	業界団体の役職員
山本 忠臣	善用堂メディカルケア 代表取締役	令和7年6月1日～令和8年5月31日(1年更新)	卒業生
三瓶 直之	安積野さんべい整骨院 院長	令和7年6月1日～令和8年5月31日(1年更新)	企業等委員
松岡 伸幸	つつみ鍼灸整骨院 院長 福島鍼灸マッサージ協同組合 監事	令和7年6月1日～令和8年5月31日(1年更新)	企業等委員
加藤 めぐみ	わたなべ歯科医院勤務	令和7年6月1日～令和8年5月31日(1年更新)	企業等委員
※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。 (例)企業等委員、PTA、卒業生等			
(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期			
(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ))			
URL:	<a href="https://www.f-iryo.ac.jp/schoolinformation/disclosure">https://www.f-iryo.ac.jp/schoolinformation/disclosure</a>		
公表時期:	令和7年11月末までに学校HPで公表する		

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校は職業学校であることから臨床に必要な技術の習得には専門分野である柔道整復の領域において、臨床経験豊かな治療家や業界団体(企業等)の理解と関係強化が必要不可欠であると考える。業界団体の動向に着目し最新の情報を得ると共に、本校の教育活動や学校の状況等を情報提供し、積極的な意見交換や情報交換を進め、また「専門学校における情報提供等の取組に関するガイドライン」を踏まえ、企業等の関係者がより本校への理解を深められるよう実践した自己点検・自己評価の結果をホームページにて公開することとしている。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)教育理念、学校沿革
(2)各学科等の教育	(2)入学者の受入方針、在校生数
(3)教職員	(3)教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)職業実践専門課程、(6)様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	(7)学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	(8)学生納付金
(8)学校の財務	(9)学校の財務
(9)学校評価	(10)学校評価
(10)国際連携の状況	-
(11)その他	(11)シラバス・成績分布、(12)高等教育無償化に係る公開情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ))

URL: <https://www.f-iryo.ac.jp/schoolinformation/disclosure>

公表時期: 年度が変わる4月以降、順次最新の情報に更新する

授業科目等の概要

(医療専門課程 柔整科I部)													
分類	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要								
1	O			からだの仕組み I	柔道整復師に成る為に必要な解剖学。その説明が判かるために必要な身体のしくみについて理解させる。各論の最初に勉強する骨格系の総論。骨の外形分類、構成組織、その配列、発生・成長、改造。骨の連結を理解認識させる。	1前	30	2	O	O	O	O	O
2	O			からだの仕組み II	骨格系の各論。全身骨格を部分的な骨格に分け、脊柱・胸郭・上肢骨格・下肢骨格・頭蓋それぞれの全体像・区分された部分・構成骨及びその連結を理解認識させ、解剖学の他系統や関連他教科を理解する為の基礎を築く。	1前	30	2	O	O	O	O	O
3	O			からだの仕組み III	筋系の各論。全身の筋を部分的に分け、頭部・頸部・胸部・腹部・上肢・下肢それぞれの全体像・区分された部分・構成筋及びその作用を理解 認識させる。	1後	30	2	O	O	O	O	O
4	O			からだの働き I	身体の正常な働きを理解する学問である生理学の基礎を学習する。授業ではヒトの身体の細胞、器官、器官系の働きとその調節について学習する。	1前	30	2	O	O	O	O	O
5	O			からだの働き II	身体の正常な働きを理解する学問である生理学の基礎を学習する。授業ではからだの働き I で得た知識を基にヒトの身体の細胞、器官、器官系の働きとその調節について更に学習する。	1後	30	2	O	O	O	O	O
6	O			からだの働き III	身体の正常な働きを理解する学問である生理学の基礎を学習する。授業ではからだの働き I で得た知識を基にヒトの身体の細胞、器官、器官系の働きとその調節について更に学習する。	1前	30	2	O	O	O	O	O
7	O			スポーツ科学	スポーツにおける傷害を理解し、その発生メカニズムや運動解析を行いスポーツ傷害の予防やパフォーマンス向上させるための知識を修得する。	1後	30	2	O	O	O	O	O
8	O			解剖学 I	脈管系・リンパ系の各論。全身の血管・リンパ管の走行、分布について簡単な模式図と説明を書くことができるようとする。	1後	30	1	O	O	O	O	O
9	O			解剖学 II	内臓系について基礎知識および詳細な構造を系統別に習得させる。また、これまでに別個に習得した各系統との関係性および簡単な機能についても示し、人体の構造と機能について一観点として理解できる。	2前	30	1	O	O	O	O	O
10	O			解剖学 III	「神経系および感觉器系」の構造を、その機能・発生・適応の観点から理解できる。国試受験に必要な知識を習得し、柔道整復師として生涯、研究心を失わず、最良の医療をめざして向上し続けるための素養を身につける。	2後	30	1	O	O	O	O	O
11	O			解剖学 IV	からだの仕組み、解剖学 I ~ IIIで得た知識を基に柔道整復師として必要な知識を深め、生涯、研究心を失わず、最良の医療をめざして向上し続けるための素養を身につける。	3後	30	1	O	O	O	O	O
12	O			生理学 I	授業ではからだの働き I ~ IIIで学んだことを基礎として、呼吸器・消化器・泌尿器の仕組みや働きについて学習する。	2前	30	1	O	O	O	O	O
13	O			生理学 II	授業ではからだの働き I ~ IIIで学んだことを基礎として、栄養と代謝、体温調節、内分泌系の機能、神経の機能について学習する。	2後	30	1	O	O	O	O	O
14	O			生理学 III	からだの働き、生理学 I ・ IIで得た知識を基に柔道整復師として必要な知識を深め、生涯、研究心を失わず、最良の医療をめざして向上し続けるための素養を身につける。	3前	30	1	O	O	O	O	O
15	O			運動学	「四肢と体幹の運動」について詳説する。柔道整復師として生涯、研究心を失わず、最良の医療をめざして向上し続けるための素養を身につける。最終学年ため、国試受験に必要な知識を習得させるため、問題演習も行う。	2後	30	1	O	O	O	O	O
16	O			統合教育科目 (I)	柔道整復師に必要なからだの構造・機能について総合的に理解することを目指す。	2通	45	3	O	O	O	O	O
17	O			統合教育科目 (II)	柔道整復師に必要なからだの構造・機能について総合的に理解することに加え、高齢者・競技者の生理学的特徴の変化を理解する。	3通	120	4	O	O	O	O	O
18	O			病理学概論	病理学では細胞障害、循環障害、先天異常、炎症、腫瘍など疾患の病変について学ぶ。発症のメカニズムや原因を理解しつつ、基礎医学ならびに臨床医学にもつながる視点も育てる。	2前	30	1	O	O	O	O	O
19	O			一般臨床医学	内科疾患を通じて、身体における問題解決の方法や、その思考方法を身につけると共に、現代医学の問題点を理解し、疾患を効果的に治療に導く上で、理学的治療法が有する利点、重要性及びその可能性について学ぶ。	2後	30	1	O	O	O	O	O
20	O			外科学概論	総論では外傷を専門とする柔道整復師にとって必要な外科学の基礎的知識の習得を目標とする。各論では日常遭遇することの多い代表的外科疾患を臓器別に学習する。実用的な内容を盛り込み知識の応用につなげる。	2後	30	1	O	O	O	O	O
21	O			整形外科学	医療現場において、医療人として整形外科疾患に対し適切に対応できるようになる。	2前	30	1	O	O	O	O	O
22	O			リハビリテーション医学	近年、医療機関でのリハビリテーションのみでなく、対象者の社会背景を考慮した在宅でのリハビリテーションが重要視されるようになってきた。それに伴い、柔道整復師の職務も、対象者の医学的、社会的背景を理解した上で行なわれることが求められ、リハビリテーションに関する知識が必要となってきた。更に、柔道整復師の国家資格取得においても、リハビリテーション医学が指定科目となったことからも、その関連の深さが十分に推測される。本講義では、リハビリテーションの基礎となる総論的内容を理解し、実践的な知識、技術の修得である各論的内容に向けての基礎づくりを行う。	2前	30	1	O	O	O	O	O
23	O			疾病と傷害演習	健康、疾病、外傷および障害について、その予防と治療に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養う。	3後	30	1	O	O	O	O	O
24	O			統合教育科目 (III)	柔道整復師の施術適応外の疾病、疾患を総合的に判断することのできる能力を身に付ける。	2通	45	3	O	O	O	O	O
25	O			統合教育科目 (IV)	内科疾患・外科疾患を学び、疾病と傷害について総合的に判断することのできる能力を身に付ける。	3前	60	2	O	O	O	O	O
26	O			保健医療福祉	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果すべき役割について学び、地域における関係諸機関との調整および教育的役割を担う能力を育成する。	3前	30	2	O	O	O	O	O
27	O			衛生学・公衆衛生学	環境中の種々の有害要因が健康に及ぼす影響、ライフステージにおける健康問題を把握する。さらに、人々が健康であるために必要な疾病予防の概念、疾患の原因を追求する疫学研究、保健医療制度の基礎知識を身につける。	2後	30	2	O	O	O	O	O

28	○		関係法規	柔道整復師法を正しく学ぶことにより、医療の一端を担う柔道整復師の業務範囲、身分、役割を理解し倫理観をもってその職責を全うすることを目指す。	3 前	30	2	○		○		○	
29	○		柔道Ⅰ	柔道の理念や礼節等の基本を学び、柔道場にて基礎体力向上と柔道の基礎を習得していく。	1 後	30	1		○	○	○		
30	○		柔道Ⅱ	柔道を通じて医療人としての礼節を学び、柔道の本質を理解させる。また認定実技審査に向けて身嗜み、礼法、受け身、投の形、約束乱取りなどを習得させる。	2 前	30	1		○	○	○		
31	○		柔道Ⅲ	柔道を通じて医療人としての礼節を学び、柔道の本質を理解させる。また認定実技審査に向けて身嗜み、礼法、受け身、投の形、約束乱取りなどを習得させる。	3 前	30	1		○	○	○		
32	○		柔道整復術の適応	解剖学、一般臨床医学、整形外科学、外科学などで得た知識を基に柔道整復師が取り扱うことの可能な外傷か否か、どの医療機関への搬送が必要かなどの判断をするための基礎となる知識を学ぶ。	3 後	30	2	○		○		○	
33	○		社会保障制度	柔道整復師は開業することが可能であり医療費等の医療経済を含む社会保障制度を理解するとともに、柔道整復師に必要な基本的倫理観と患者への対応等を学び医療人としての質を高めることを目指す。	3 前	30	2	○		○		○	
34	○		基礎柔整学Ⅰ	柔道整復学の根幹である骨学を中心に関節名や運動方向を理解させる。その他、医療全般に係わる専門的用語の習得を目指す。	1 前	30	2	○		○	○		
35	○		基礎柔整学Ⅱ	骨折の総論について、骨の解剖を写真や図を多用し、文字のみの記憶ではなくイメージしながら理解させる。まず興味を持たせる授業を実施する。	1 前	30	2	○		○	○		
36	○		基礎柔整学Ⅲ	柔道整復学の理論編を教科書とし筋・腱・韌帯・神経・軟部組織といわれる分野の損傷や脱臼など関節の損傷に関わる総論を学ぶ。	1 前	30	2	○		○		○	
37	○		基礎柔整学Ⅳ	柔道整復学の理論編を教科書とし診察法、骨折の整復法、脱臼の整復法、固定法に関わる総論を学ぶ。	1 前	30	2	○		○		○	
38	○		基礎柔整学Ⅴ	柔道整復学の理論編を教科書とし手技療法、運動療法、物理療法、指導管理、外傷予防に関わる総論を学ぶ。	2 後	30	2	○		○	○		
39	○	統合教育科目 (V)	臨床における外傷の保存療法について、高レベルの各外傷例を挙げ、整復法、固定法など柔道整復技術に触れる技術を学ぶ。	3 後	30	2	△	○	○		○	○	
40	○	統合教育科目 (VI)	柔道整復師に必要な知識を理解し、総合的に判断できる力を身に付ける。	1 前	30	2	○		○	○	○		
41	○	臨床柔整学Ⅰ	上肢骨折について、骨模型や写真、図を使い、イメージをさせて理解させる。丸暗記の授業ではなく、理論に基づいた教科書主体の授業とする。	1 後	30	1	○		○		○		
42	○	臨床柔整学Ⅱ	上肢骨折について、骨模型や写真、図を使い、イメージをさせて理解させる。丸暗記の授業ではなく、理論に基づいた教科書主体の授業とする。	1 後	30	1	○		○		○		
43	○	臨床柔整学Ⅲ	上肢脱臼について、骨模型や写真、図を使い、イメージをさせて理解させる。丸暗記の授業ではなく、理論に基づいた教科書主体の授業とする。	1 後	30	1	○		○		○		
44	○	臨床柔整学Ⅳ	上肢軟部組織損傷について、骨模型や写真、図を使い、イメージをさせて理解させる。丸暗記の授業ではなく、理論に基づいた教科書主体の授業とする。	2 前	30	1	○		○		○		
45	○	臨床柔整学Ⅴ	下肢骨折について、骨模型や写真、図を使い、イメージをさせて理解させる。丸暗記の授業ではなく、理論に基づいた教科書主体の授業とする。	2 前	30	1	○		○	○			
46	○	臨床柔整学Ⅵ	下肢脱臼・軟部組織損傷について、骨模型や写真、図を使い、イメージをさせて理解させる。丸暗記の授業ではなく、理論に基づいた教科書主体の授業とする。	2 前	30	1	○		○		○		
47	○	臨床柔整学Ⅶ	頭部、顔面、体幹部の機能解剖を理解したうえで、骨折を学習する。	2 後	30	1	○		○		○		
48	○	臨床柔整学Ⅷ	頭部、顔面、体幹部の機能解剖を理解したうえで、脱臼・軟部組織損傷を学習する。	2 後	30	1	○		○	○			
49	○	臨床柔整学Ⅸ	基礎柔整学において得た知識を基に、臨床現場において使用する物理療法機器の種類や取り扱い、効果などを学び、自らが施術する際の基礎とする。	2 後	30	1	○		○		○		
50	○	統合教育科目 (VII)	上肢の骨折・脱臼・軟部組織損傷について総合的に判断できる能力を育成する。	1 後	30	1	○		○	○	○		
51	○	統合教育科目 (VIII)	下肢および体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷について総合的に判断できる能力を育成する。 また、柔道整復師の取り扱う物理療法機器の効果や禁忌についての理解を深める。	2 通	60	2	○		○	○	○		
52	○	統合教育科目 (IX)	柔道整復師国家試験に向けた対策授業とし、各授業の内容をより理解させるため総合的に知識と技術を向上させる。	3 通	180	6	○		○	○			
53	○	基礎実技Ⅰ	まず各関節の基本構造・損傷について学習し、各関節・損傷に対する基本的な絆創膏固定方法を指導する。 また、スポーツ障害やスポーツ外傷に対し固定をする際の注意点などを指導し、より実践的な固定方法を指導する。	1 前	40	1		○	○		○		
54	○	基礎実技Ⅱ	上肢・下肢・体幹の筋について学習し、体から触知できるように指導する。 また体表から触知した筋に対して基本的なキネシオテープの貼り方を学習し実践する。 これにより筋肉の走行をイメージさせ、解剖学における骨格系の予習となる。	1 後	40	1		○	○		○		
55	○	基礎実技Ⅲ	スポーツにおける傷害を理解し、その発生メカニズムや運動解析を行いスポーツ傷害の予防やパフォーマンスを向上させるための技術を修得する。	1 前	40	1		○	○	○			
56	○	基礎実技Ⅳ	競技者および高齢者における傷害を理解し、その発生メカニズムや運動解析を行い傷害予防やパフォーマンスを向上させるための技術・治療をする技術を修得する。	2 後	40	1		○	○	○			
57	○	基礎柔整実技Ⅰ	固定の目的を理解し、基本包帯法の修得を目的とする。また、応急処置や臨床に用いる包帯法を習得する。	1 前	40	1		○	○		○	○	

58	○		基礎柔整実技 II	基本包帯法を習得したうえで、固定材料を使用し、より実践的な固定法の習得を目標とする。骨折や脱臼などの固定法、ギブス、キャストなどによる固定法も習得する。	1 後	40	1		○ ○		○ ○	
59	○		基礎柔整実技 III	臨床における上肢の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法、固定法について、高レベルの各外傷例を挙げ、柔道整復技術に触れその技術を学ぶ。	2 前	40	1		○ ○		○ ○	
60	○		基礎柔整実技 IV	臨床における下肢の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法、固定法について、高レベルの各外傷例を挙げ、柔道整復技術に触れその技術を学ぶ。	2 後	40	1		○ ○	○		
61	○		応用実技 I	臨床の現場に立つうえで必要な損傷の診察、外傷の応急処置、副子を用いた固定法、診察の流れを学ぶ。	1 前	40	1		○ ○	○		
62	○		応用実技 II	臨床における上肢の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法、固定法について、特に多くみられる外傷についての知識と技術を高める。	3 前	40	1		○ ○	○		
63	○		応用実技 III	臨床における下肢の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法、固定法について、特に多くみられる外傷についての知識と技術を高める。	3 前	40	1		○ ○	○		
64	○		応用実技 IV	応用実技 I・II・IIIで得た知識・技術を総合的に活用し、応用力を養うことで臨床現場での対応力を身に付ける。	3 後	40	1		○ ○	○		
65	○		画像評価実技 I	損傷に対して視覚的アプローチを行う為、超音波画像観察装置を用いて、その操作方法や観察方法などの技術を学ばせる。	1 後	40	1		○ ○		○	
66	○		画像評価実技 II	日常的によく遭遇する特徴的な軟部組織損傷を理解させ、徒手検査法にて鑑別診断を行い、超音波画像診断装置を用いて、治療院での一連の検査項目を身に付けさせる。	2 前	40	1		○ ○	○		
67	○		総合実技 I	日常的によく遭遇する特徴的な軟部組織損傷を理解させ、臨床の現場を想定し、徒手検査法から応急処置に係わる一連の流れを身に付けさせる。	1 後	40	1		○ ○	○		
68	○		総合実技 II	柔道整復師の臨床現場において必要となる、各症例の判断方法、徒手検査法、徒手整復法、包帯固定法・絆創膏固定法を学習する。	2 前	40	1		○ ○	○		
69	○		総合実技 III	総合実技 I・IIで得た知識・技術を総合的に活用し、応用力を養うことで臨床現場での対応力を身に付ける。	3 後	40	1		○ ○	○		
70	○		臨床実習 I	接骨院での見学・体験することにより、柔道整復師の業務の流れや内容を理解し、自ら率先して施術補助ができるよう学習する。	1 通	45	1		○ ○ ○ ○			
71	○		臨床実習 II	柔道整復師の対象疾患に対する診察から施術の流れを理解し、学生間でロールプレイ形式にて臨床に必要な知識と技術を習得する。	2 通	45	1		○ ○ ○ ○ ○ ○			
72	○		臨床実習 III	介護実習、外部実習をすることにより、柔道整復師の業務の幅を理解し、地域に貢献できる柔道整復師を目指す。	2 通	45	1		○ ○ ○ ○ ○ ○			
73	○		臨床実習 IV	臨床実習 I・II・IIIの経験を踏まえ、患者とのコミュニケーション、施術助手など柔道整復師の業務が遂行できるよう、自ら学び、自ら行動できる柔道整復師を目指す。	3 通	45	1		○ ○ ○ ○ ○ ○			
74	○		職業教育 I	社会人としてのマナーや接遇など外部講師を招いて研修を実施し、施術者と患者のコミュニケーション能力を向上させる。	1 通	15	1	○	○ ○ ○ ○			
75	○		職業教育 II	地域スポーツ活動を通じ、競技特性における外傷の発生や集団行動、コミュニケーションについて学び、体験・体感する教育を実施する。	2 通	15	1	○	○ ○ ○ ○			
76	○		臨床研修	海外研修を通して、柔道整復師に必要な医学的基礎知識を臨床現場に活かせる知識にまで高め、資格取得後に診察・施術をする際の礎を構築する。	3 前	20	1	○	○ ○ ○ ○			
合計									76	科目	109	単位（単位時間）

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 卒業要件は必修科目の全単位修得である。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法： 成績評価は学年末において各学期末に行う試験、実習授業の成果、履修状況等を総合的に勘案して行われ、合格者に単位を認定する。		1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

1 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。